平成２２年（フ）第８１９号
高知市一宮中町３丁目２番４号　コーポ桜の宮407
債務者　金平　明美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１４５号
北九州市小倉南区上吉田３丁目20番１―202号
債務者　河野　撤治
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１４６号
北九州市若松区修多羅２丁目13番11号
債務者　岩村　由美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１４９号
北九州市八幡西区茶屋の原２丁目14番１号
債務者　石川　礼仁
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５５０号
鹿児島県日置市東市来町養母18035番地
債務者　町田　真美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６６２号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目８番29号　ケントハウスⅡ203号
債務者　谷山眞知子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６９０号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘１丁目６番地４　鳩宿第１マンション101号
債務者　濱田千絵美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７０７号
鹿児島県鹿児島市吉野町10972番地18
債務者　久保美穂子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７１０号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地３　ルミエールハイツ南栄301
債務者　田丸　友子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７１８号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目26番地１　市住25―42
債務者　武田　信子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７２０号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目28番７号　エクセレント宇宿303号
債務者　中村理恵子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７２８号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目29番３号
債務者　金城　孝清
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５０号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目14番12号　新川第２ビル203号
債務者　木佐貫さおり
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８２号
鹿児島県指宿市山川入船町14番地
債務者　赤松　和子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第８６号
鹿児島県南九州市頴娃町郡3266番地
債務者　吉原　治則
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１３４号
岩手県北上市平沢９地割21番地
債務者　小田島　淳
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３８号
岩手県北上市北鬼柳23地割126番地　グリーンハイツ105号
債務者　伊藤　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部